

京都府農地・水・環境保全向上対策協議会 設立趣意書

農地、農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた現状を踏まえ、農業者だけでなく地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者による環境負荷低減に向けた先進的な営農活動を支援することが必要となってきている。

こうした中、昨年の7月には「経営所得安定対策等実施要綱」が省議決定され、「農地・水・環境保全向上対策」はその内の1つの柱として、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るために、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、その基盤となる農地、農業用水等の保全と地域の環境保全を図ることとして、平成19年度から本格的に実施されるところである。

京都府では、これまでから地域特性を生かした収益性の高い農業の実現等を目指し、ほ場整備をはじめとする基盤整備や地域農業振興策である地域農場づくり事業などの取り組みにより、担い手農家や農作業受託組織の育成を図り、地域農業振興を開拓してきた。

地域農業は生産活動と集落共同活動が一体となって展開され、多様な担い手によって支えられていることから、集落共同活動や環境保全活動による地域資源の保全を通して地域農業の維持発展、更には地域全体の振興を図るために本対策を積極的に推進する必要がある。

本府においては、国の「農地・水・環境保全向上対策」を円滑に推進するため、平成18年度に設立した京都府農地・水・環境保全向上対策協議会を母体として、今回新たに協議会を設立するものである。

平成19年4月18日